

## 丹波篠山市地域ポイントアプリ導入業務仕様書

### 1 業務名

丹波篠山市地域ポイントアプリ導入業務

### 2 業務概要、目的

丹波篠山市内の加盟店で使用できる地域ポイント（健康事業への参加やエコ活動などの市民活動に対して任意のポイントを付与）付与機能を有するスマートフォン用アプリを導入することにより、デジタル技術を活用し、健康意識の醸成、環境意識の向上、SDGsへの貢献意識を市民に広げるとともに、ポイント使用を加盟店に限定することで、地域経済循環を目指すことを目的とする。

### 3 履行期限

令和6年3月24日限り

### 4 業務内容

- (1) 以下の(2)から(6)の要件を満たすスマートフォンアプリを導入すること。
- (2) アプリは無料でiOS及びAndroidの正規アプリストアから無料でダウンロードできること。なお、アプリストアへの登録に伴う費用が必要な場合は提案価格に含めること。
- (3) QRコード等を活用したポイント付与機能を有すること。
- (4) アプリ利用者、加盟店へお知らせやアンケートを配信できる機能を有すること。なお、配信はアプリ利用者あて、加盟店あてを別々に行えること。
- (5) ポイント利用履歴は各加盟店別に確認できること。またアプリ利用者の利用履歴をアプリ利用者の属性別に確認できること。また、CSV形式などのデータがダウンロードできること。
- (6) 複数の言語に対応していること。
- (7) 市内事業者に対し、本市と連携して、アプリの説明を行って加盟店登録を促し、加盟店へは別途説明を行うこと。また、説明に必要な費用は提案に含めること。なお、加盟店への説明はおおむね3回を想定している。
- (8) アプリ導入後は、ポイント精算などの運営業務を担うこと。また、運営に係る費用について、参考見積として提出すること。

### 5 納品物

本業務を完了したときは、速やかに書面により本市へ報告するものとする。なお、成果物に瑕疵がある場合は、速やかに訂正又は補足その他の処置を行うこと。

## 6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に伴い適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報等を他の目的で使用してはならない。また、第三者に漏えいし、又は開示してはならない。本業務完了後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項であってもアプリ導入に当然必要と思われる事項については、提案に含めること。また、その旨を提案書に記載すること。
- (4) 本業務履行にあたっては、本市と協議のうえ行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定する。